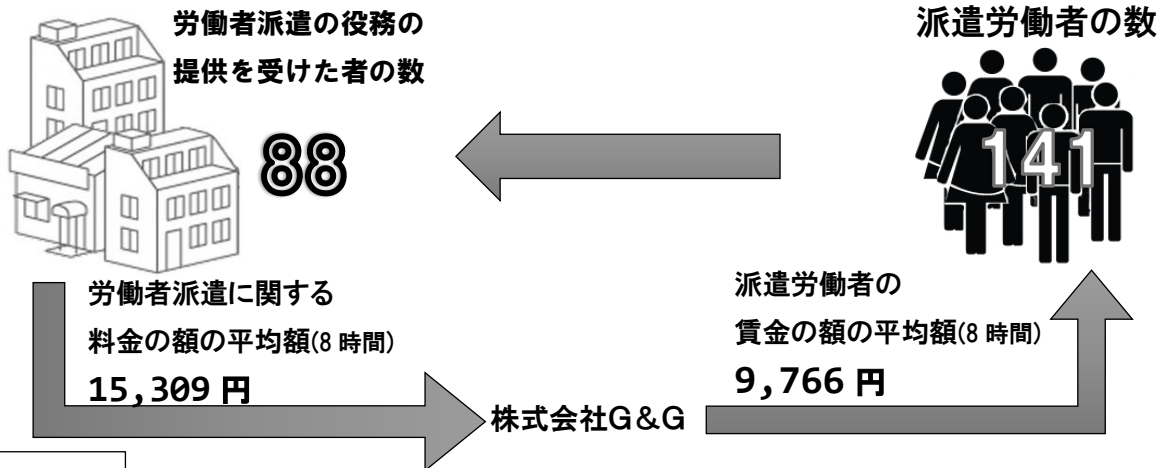
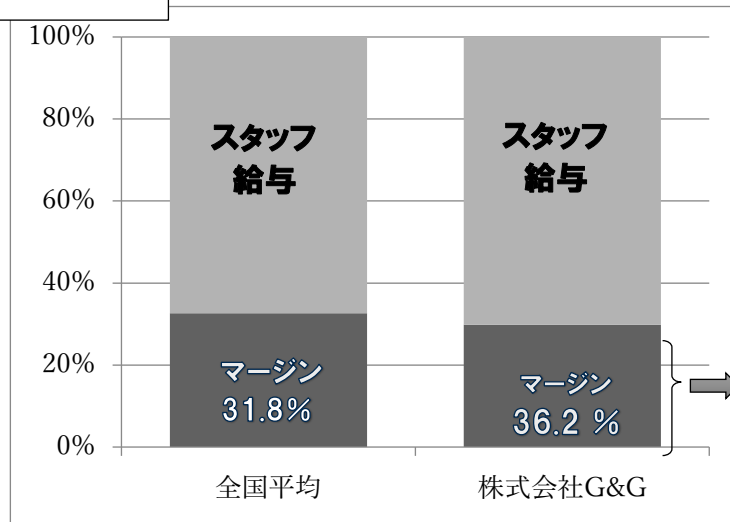


マージン率等の情報公開事項

～ 令和 7 年度 株式会社G&G 高崎営業所 ～



マージン率



※全国平均のマージン率については最新（令和 7 年 3 月度・人材サービス総合サイトより算出）のデータです。※弊社マージン率は、事業所の平均です。また、マージン率を算出するにあたっては、以下のものを除いています。

- ・社会保険料（厚生年金、健康保険料）
- ・労働保険料（雇用保険料、労災保険料）
- ・教育訓練費、福利厚生費
- ・事務所の賃料、水道光熱費
- ・求人広告費用
- ・社員、パートタイマー社員の人件費

まず、一番多くを占めるのがスタッフの皆様の給料です。

残りのマージン 36.2%は、次に、皆様の雇用元として株式会社G & Gが負担する社会保険料や労働保険料にあてられます。また、スタッフの皆様の教育訓練費（雇入れ時に安全衛生教育を実施しております。※別紙マニュアル参照）や福利厚生費が支出されます。さらに、求人広告や事務所の家賃、また営業担当者・コーディネーター・事務員の人件費といった費用にもあてられ、会社の運営が成り立っております。

【教育訓練に関する事項】

ビジネスマナー、就業における注意点、個人情報保護・情報セキュリティに関する事項等を踏まえた法令順守勉強会の受講や、専門性の高い技術に関わる研修や e-learning、社内外研修・セミナーが受講できます。（費用は当社が全額負担、もしくは一部負担。賃金は有給、もしくは無給）

◇疑問点や不明な点がございましたら、お気軽に担当者までお申し付けください◇

群馬県高崎市上中居町 51-1 EST900 ビル 5 階

株式会社G & G 高崎営業所

キャリアコンサルティングの相談窓口担当 関口 直哉

TEL (027) 395-7360/ FAX (027) 395-7361

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない ☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 8 年 3 月 31 日）

・ 協定労働者の範囲（全ての派遣労働者）

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社 G&G 高崎営業所

第1 求 人

- 1 本所は、日本国内の、全業種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、又はメールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、日本国内の、全業種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(雇用された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、日本国内の、全業種とします。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2023年5月1日
代表者 市橋 加奈子

株式会社G & G 苦情処理規程

2020年6月1日

（目的）

第1条 この規程は、当社が受ける苦情の処理について、その責任体制を明確にするとともに、処理ルールを定め、適切な苦情処理を図ることにより、有料職業紹介事業者としての高い公共性を具現することを目的とする。

（苦情処理の原則）

第2条 苦情処理に当たっては、事実に基づき、誠意をもって迅速かつ適切な処理に当たるものとする。

（苦情処理の窓口）

第3条 苦情処理の窓口は、原則としてその案件の紹介を担当した者が当たるものとする。

（苦情処理票）

第4条 苦情処理担当者は、苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について、苦情処理票に記録し、適宜、職業紹介責任者にその内容を報告するものとする。

（関係機関との連携）

第5条 職業紹介責任者は、関係法令に照らし、違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情については、関係行政機関等と連携して対応するものとする。

（苦情の申出先の周知）

第6条 職業紹介責任者は、苦情の申出先として、管轄の都道府県労働局及び公共職業安定所、専門的な相談援助を行うことができる団体の名称・所在地・電話番号等についても、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示するとともに、パンフレット等を活用して周知するものとする。

（関係機関を経由した苦情への対応）

第7条 職業紹介責任者は、自らの職業紹介所に係わる求職者、求人者等からの苦情の申出を受けた管轄の都道府県労働局又は公共職業安定所、専門的な相談援助を行うことができる団体等から、苦情に関する連絡を受けた場合には、求職者、求人者等から直接苦情を受けた場合と同様に、適切、かつ、迅速に対応するものとする。

（苦情処理に関する情報の整理、活用）

第8条 職業紹介責任者は、適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、関係法令、苦情処理の具体例等、苦情処理に関する必要な知識・情報の修得に努めるとともに、苦情処理を行った場合には、その内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 苦情処理に携わるものは、苦情処理に関して求職者等の個人情報を知ったときは、別途定める個人情報保護規程に則り適正な管理を行わなければならない。

以上

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業に係る営業担当者及び総務（採用）担当者とする。個人情報取扱責任者は、関口 直哉とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年一回実施することとする。
また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に一回は職業紹介責任者講習会を受講し個人情報保護に関する事項等の知識、情報を得るよう努めるものとする。
3. 個人情報取扱責任者及び個人情報取扱者は、当該情報に係る本人から個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらにこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的に事実と合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示または訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、関口 直哉とする。

2023年 9月 1日

株式会社G & G 高崎営業所

取扱職種の範囲等の明示

求職者・求人者のみなさまへ

職業紹介事業所名 株式会社G & G 高崎営業所

許可番号 16-ユ-300047

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、全国です。

手数料に関する事項

求職者・求人者の方へ

- ・ 求職者の方から手数料は一切申し受けません。
- ・ 求人者から徴収する手数料は別紙「届出制手数料にかかる手数料表」により申し受けます。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱責任者は、職業紹介責任者の関口 直哉です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

求人者情報の取扱に関する事項

求人者の情報の取扱責任者は、職業紹介責任者の関口 直哉です。

取扱者は、求人者の情報に関して求人者から求人条件等情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき求人条件等の内容等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の関口 直哉です。

苦情の申し出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

苦情申出先 連絡先電話番号 027-395-7360

返戻金に関する事項

- ・ 別紙（返戻金制度について）の通り、返戻金制度を設けています。

上記のほか、当所の業務等についてご不明の点がございましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付ける時の事務費用	手数料は頂きません。（無料）
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 %を上限とします。 手数料負担者は、 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 %を上限とします。 手数料負担者は、 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動1日当たり 20,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 %を上限とします。 手数料負担者は、 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 %を上限とします。 手数料負担者は、 求人者及び関係雇用主 とします。
返戻金制度に関する事項	・入社後1箇月以内に退職した場合 紹介手数料の 80 %を返還します。 ・入社後3箇月以内に退職した場合 紹介手数料の 50 %を返還します。 ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、返戻金制度は適用されません。

上記手数料は消費税別となります。

許可番号 16-ユ-300047

事業所の名称 株式会社G&G 高崎営業所

所 在 地 群馬県高崎市上中居町51番1

EST900ビル 5F

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後 3 箇月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後 1 箇月以内に退職した場合 80%
- (2) 入社後 3 箇月以内に退職した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、返戻金制度は適用されません。